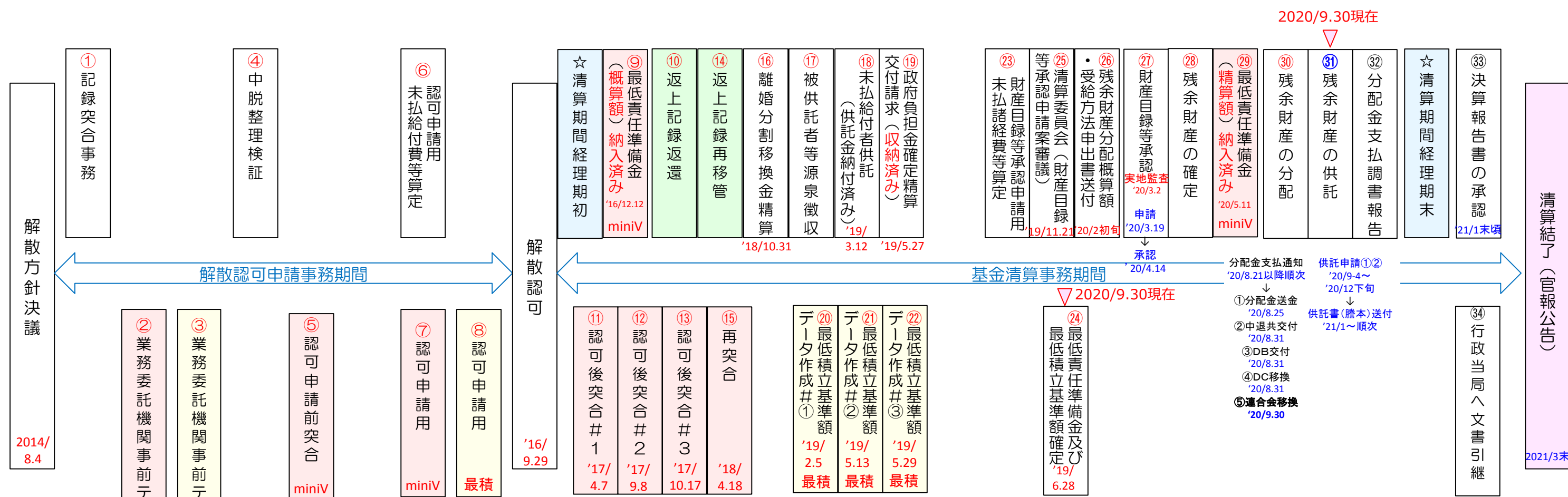


清算業務スキーム

清算業務スケジュールの進捗状況

【 ③① 残余財産（分配金）の供託（東京法務局：第1回分・2020/9.4、第2回分・9.29）申請、（「①～③①」完了済み） 】



【2020年9月30日現在における進捗状況】

第4回清算委員会（2019年11月21日開催）において、分配手続き等の清算業務に関する最終承認を得て、関東信越厚生局（以下「当局」と略す。）において、財産目録等承認申請書の予備審査を終え、3月2日に当局の実地監査を受け、2020年3月19日付で関東信越厚生局を通じて、厚生労働大臣へ本申請し、**財産目録等は4月14日付で承認を受けたところ**です。（当局から同年4月15日入電「承認」確認→同20日付で、当該承認書及び最低責任準備金相当額確定通知《原本》收受）

① 5月1日付で厚生労働省年金局事業管理課長から、最低責任準備金（精算分）の納入告知書を收受し、**5月11日付で納入済み**（納入告知は4月30日、納期限は5月19日）。これに伴い、**残余財産確定**。

② 当局の財産目録等の承認を受け、事業所毎の希望の方法（一時金分配、DB又は中退共への交付、DCへの移換）による残余財産の分配手続きの内、その最終段階の交付手続きを終え、**8月31日付で中退共に交付済み**です。（提出期限：6月26日〆切、7月7日までに全8社から提出を受け、7月8日付で中退共へ進達済み。）

③ 中退共他、DB交付先及びDC移換先の各々の送金口座の届出を受理し（回答期限：6月26日〆切、DBは全3社完結、DCは全8社完結）、これに伴い、**8月31日付でDBに交付、DCに移換済み**です。

④ 2月初旬（2月1日～2月8日）に、分配金手続き書類「基金解散に伴う残余財産分配金の受給方法等の申出について」等々に係るご案内文書の発送のうえ、分配金に関する業務（発送・受付・収録代行業務・コールセンター業務）を専門業者に委託した後、その業者から申出書に関する「収録データ」を引き継ぎ、不備等の検証及び補正を終え（第1回）、6月1日付で支払業務委託先の三井住友信託銀行（SMTB）に、一時金分配データチェックを依頼のうえ、6月18日付でエラー補正を終え、7月1日付で住所変更者の最終の一括更新（第2回）を行い、7月13日付で当該データ（28、260人）をSMTBに本指図したため、一時金による分配対象者への送金日は8月25日の予定です。なお、「支払通知書」を8月20日夕刻に吹田千里郵便局（本局）へ持込んだので、早ければ翌日以降に「通知書」が順次届いております。

⑤ 7月2日付で、一時金分配対象者の内、企業年金連合会への移換対象者については、移換データを仮申出によって、企業年金連合会で移換データのチェックを終え、7月29日付で本申出したので、**9月30日付で移換予定です**。なお、3月5日付で当該申出書の未提出者に対する「残余財産に関する「分配金受給方法申出書」等の受付締め切りの延長について（最終期限：2020年3月19日）」をHP（新着情報）に掲載し、ご提出を勧奨済みです。

⑥ **分配金の未支給給付権者（●本人又は相続人の所在不明者、●受取拒否者、●送金、交付又は移換不能者、他）に対する供託（分配手続きを法務局への引継ぎ）については、第1回分を9月4日付で、第2回分を9月29日付で各々申請し、東京法務局の審査を終えた順に、早ければ2021年1月以降に「供託書（謄本）」を、その対象者に順次送付する見込み**です。

- 返上記録データ
- 最低責任準備金データ (miniV)
- 最低積立基準額データ (最積)